



税関による納税違反行為の自主的開示に係る規定の調整——変更の要点を把握し、政策のメリットを十分に享受する

概要

税関総署は2022年6月30日付で「納税違反行為の自主的開示への対処法に関する公告」（税関総署公告2022年第54号、以下「54号公告」）を公布した。当該公告の施行期間は2022年7月1日から2023年12月31日までであり、期限がある。54号公告の公布に伴い、税関総署公告2019年第161号公告（以下「161号公告」）は廃止される。

税関の「自主的開示」制度は、輸出入企業が自己検査を通じて、税関の監督管理規定に違反した行為について自主的に書面をもって税関に報告し、税関が確認した後、法に則りより寛大に処理する管理モデルである。当該制度は、国際的に行われている税関の慣行に沿ったものであり、企業に対して「信義誠実行為に利便を図り、信用喪失行為を懲戒する」という税関の管理理念を法律制度の面において実現するものである。54号公告は、161号公告を踏まえた上で、納税違反行為の自主的開示の適用範囲と対処原則などの規定を再調整した。本稿では、関連する内容及び注目すべきポイントを整理してまとめた。

公告内容の比較

54号公告は、161号公告に比べて、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」など新たに改正された法律法規に基づき、一部の用語を調整した。また、161号公告より処罰免除の適用基準及び税関認定企業信用状況の記録に列記されない処罰の上限基準を緩和した。自主的開示事項の報告を受ける税関の範囲も拡大した。さらに、同一の納税違反行為に対して重複して自主的開示を適用してはならない規定を新たに追加し、延滞金の減免政策を適用できることを明確にした。

具体的な公告内容の比較は下記の通りである。

【表 161号公告と54号公告の主な変更点】

161号公告	54号公告	主な変更
輸出入企業の自己検査・是正、遵法精神の徹底と自律性の向上を更に推進し、クロスボーダー貿易の利便性を向上させ、ビジネス環境を継続的に改善するために、輸出入企業が、税関が気づく前に税金徴収に影響を与える税関の監督管理規定に違反する行為（以下「納税違反行為」）を自主的に解消した場合の処理に関する事項を以下の通り公布する。	国务院公布の経済の安定化に向けた一連の政策措置を徹底的に実施し、対外貿易の安定化・品質向上を推進し、経済の安定化と産業チェーン・サプライチェーンの安定化を支援するために、輸出入企業が、税関が気づく前に税金徴収に影響を与える税関の監督管理規定に違反する行為（以下「納税違反行為」）を自主的に開示し、かつ税関の要求に従い適時に是正した場合の処理に関する事項を以下の通り公布する。	<ul style="list-style-type: none"> • 公告公布の目的と意義を更新した。 • 従来の「自主的に損害を解消する」を「税関の要求に従い適時に是正した」に調整し、「中華人民共和国行政処罰法」の内容により合致し、かつ条項の統括的な位置付けにまで昇格させた。

161号公告	54号公告	主な変更
1. 輸出入企業が納税違反行為を自主的に開示し、下記のいずれかの条件に該当する場合、「中華人民共和国行政処罰法」第27条の規定に従い、行政処罰を免除する。	1. 輸出入企業が納税違反行為を自主的に開示し、下記のいずれかの条件に該当する場合、行政処罰を免除する。	<ul style="list-style-type: none"> • 「中華人民共和国行政処罰法」が改正され、従来の規定が適用できなくなったため、削除した。
(1) 納税違反行為の発生日から起算して3ヶ月以内に税関に自主的に開示し、自主的に損害を解消する場合。	(1) 納税違反行為の発生日から起算して6ヶ月以内に税関に自主的に開示する場合。	<ul style="list-style-type: none"> • 「3ヶ月」→「6ヶ月」 • 「自主的に損害を解消する」を削除した。
(2) 納税違反行為の発生日から起算して3ヶ月後に税関に自主的に開示し、納付税額に占める納付漏れ・過少納付税額の割合が10%以内、又は納付漏れ・過少納付税額が50万人民元以内であり、かつ自主的に損害を解消する場合。	(2) 納税違反行為の発生日から起算して6ヶ月後から1年以内に税関に自主的に開示し、納付税額に占める納付漏れ・過少納付税額の割合が30%以内、又は納付漏れ・過少納付税額が100万人民元以内である場合。	<ul style="list-style-type: none"> • 「3ヶ月後」→「6ヶ月後から1年以内に」 • 「10%以内」→「30%以内」 • 「50万人民元以内」→「100万人民元以内」 • 「かつ自主的に損害を解消する」を削除した。
2. 輸出入企業が税関に自主的に開示する場合、「自主的開示報告表」（添付参照）に記入し、帳簿、証憑などの書類を添付し、元の税金徴収地又は企業所在地の税関に報告しなければならない。	5. 輸出入企業が税関に自主的に開示する場合、「自主的開示報告表」（添付参照）に記入し、帳簿、証憑などの書類を添付し、通関申告地、実際の輸出入地又は登録地の税関に報告しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> • 「元の税金徴収地又は企業所在地の税関」→「通関申告地、実際の輸出入地又は登録地の税関」
3. 輸出入企業が自主的に開示し、税関から警告を受けた、又は50万人民元以内の罰金を科された場合は、税関認定企業信用状況の記録に列記しない。 認証企業が納税違反行為を自主的に開示した場合、税関は調査期間において当該認証企業に対して、関連管理措置を引き続き適用する。	3. 輸出入企業が自主的に開示し、税関から警告を受けた、又は100万人民元以内の罰金を科された場合は、税関認定企業信用状況の記録に列記しない。 高級認証企業が納税違反行為を自主的に開示した場合、税関は調査期間において当該認証企業に対して、関連管理措置を引き続き適用する。	<ul style="list-style-type: none"> • 「50万人民元以内」→「100万人民元以内」 • 「認証企業」→「高級認証企業」、新たに改正された「税関登録登記・届出企業信用管理弁法」により合致する。
本公告は公布日より施行される。	本公告は2022年7月1日から2023年12月31日まで施行され、これに合わせて税関総署公告2019年第161号は廃止される。	<ul style="list-style-type: none"> • 1年半の施行期間を設定した。
	2. 輸出入企業が納税違反行為を自主的に書面をもって税関に報告し、かつ税関の処分を受け入れ、税関が自主的に開示に該当し、行政処罰を科しないと判断した場合、輸出入企業は法に則り税関に延滞金の減免を申請することができる。規定に合致する場合、税関は減免を承認する。	<ul style="list-style-type: none"> • 新規追加条項 • 「延滞金の減免に係る事項の明確化に関する公告」（税関総署公告2015年第27号）及び「延滞金の減免に係る事項の更なる明確化に関する公告」（税関総署公告2017年第32号）に関連して。
	4. 輸出入企業が、これまで自主的に開示した納税違反行為を再度税関に自主的に開示した場合、本公告の関連規定を適用できないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> • 新規追加条項

KPMG の所見

1. 今回の改正では、納税違反行為の処理基準を全体的に緩和する傾向にある。

- **納税違反行為に対して、「絶対的に処罰なし」事項の規制基準を更に緩和する。**自主的開示の期限を、自己検査を通して納税違反行為を発見した日から起算して3ヶ月から6ヶ月までに緩和し、税金の過少納付の割合と金額をそれぞれ「10%以内、50万人民元以内」から「30%以内、100万人民元以内」に緩和した。
- **税関認定企業信用状況の記録に列記しない処罰の上限金額を更に緩和する。**「警告又は50万人民元以内の罰金」から「警告又は100万人民元以内の罰金」に緩和した。
- **自主的開示の報告を受ける税関の範囲を更に拡大する。**「元の税金徴収地又は企業所在地の税関」から「通関申告地、実際の輸出入地又は登録地の税関」に報告するように調整し、企業は自社の便宜性を考慮して選択することができる。

2. 自主的開示は、企業が自己検査を通して税関規定に違反する行為を発見した場合の第一の対応策と考えられる。

「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国税関査察条例」及びその実施弁法、161号公告及び54号公告の立法趣旨を総合的に勘案すると、税関は「自主的開示」制度の整備を通じて、企業の遵法精神の徹底と自律性の向上及び経営のコンプライアンス遵守を促進しようとしている。同時に、規制緩和のシグナルを出すことにより企業が自主的に納税違反行為を報告するよう勧奨し、原則的にこれまで企業が「自己検査・自己申告」を「自ら墓穴を掘る」と捉えていた懸念を払拭した。

KPMGの分析によると、54号公告で示された「納税違反行為」に関する規制緩和の傾向は、今後、「証明書関連違反行為」、「検査検疫関連違反行為」など様々な分野に広がる可能性があり、「自主的開示」は次第に企業が自己検査を通じて違反行為を発見した後のコンプライアンス対応策の第一選択になると考えられる。

注目ポイントと留意事項

なお、54号公告は更なる緩和のシグナルを出す一方で、一部の政策の規制強化も行っていることに留意されたい。また、実務においてガイドラインが欠如している部分については、依然として明確にされていない。主に以下の内容が挙げられる。

1. 重複して自主的開示を適用することにより複数回にわたりメリットを享受する可能性を排除した。

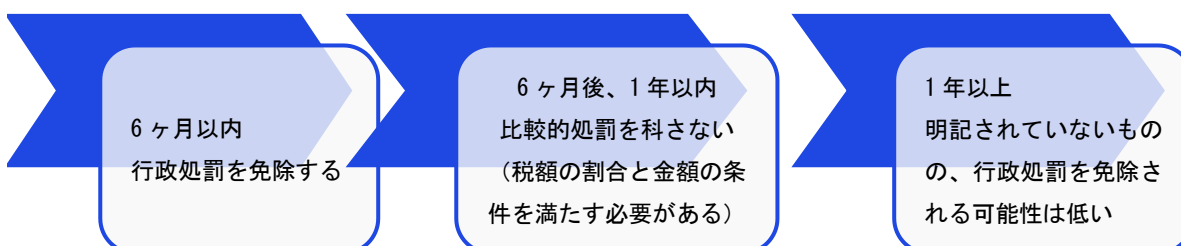
54号公告では、「同一の納税違反行為に対して重複して税関に自主的開示をした場合、本公告の関連規定を適用できないものとする」という条項を新たに追加した。すなわち、同一種類の納税違反行為に関して、自主的開示政策を適用する機会は1回のみである。税関への報告を繰り返した場合、状況に応じて税関査察手続き又は規定違反案件の処分手続きの対象となり、自主的開示による政策のメリットを重複して享受することができない。

2. 税金の過少納付の割合の計算根拠を明確にしていない。

54号公告では、納付税額に占める納付漏れ・過少納付した税額の割合を更に緩和したものの、税関の実務においては当該割合の計算根拠を明確にしていない。例えば、納付税額について、実務上、自主的開示期間中のすべての貨物に係る納付税額、対応する通関申告書における全対象貨物に係る納付税額、具体的に対象となる輸入商品の納付税額、もしくはその他の金額のいずれで計算すべきかを当該法規では明確にしていない。

3. 実質的に処罰を科さない適用期間の上限を規制した。

54号公告では、自主的開示後に処罰を科さない適用期間の上限を規制し、すなわち、「納税違反行為の発生日から起算して6ヶ月以内に税関に自主的開示した場合」、及び「納税違反行為の発生日から起算して6ヶ月後から1年以内に税関に自主的開示し」、かつ税金の過少納付の割合と金額に関する要件を満たした場合は、行政処罰を科さないものとしている。上述の規定を総合的に見ると、納税違反行為の発生日から起算して1年以内に税関に自主的開示した場合に限り、処罰なしに政策のメリットを享受することができる。一方、発生日から1年以上経過した納税違反行為を税関に自主的開示した場合、法規では明記されていないものの、行政処罰を免除される可能性は極めて低い。具体的には下記の通りである。



4. 行政処罰後の延滞金を減免できるかどうかは検討の余地がある。

54 号公告では、税関が自主的開示に該当し、行政処罰を科さないと判断した場合、輸出入企業は法に則り税関に延滞金の減免を申請できると明記している。当該規定は、「延滞金の減免に係る事項の明確化に関する公告」（税関総署公告 2015 年第 27 号）及び「延滞金の減免に係る事項の更なる明確化に関する公告」（税関総署公告 2017 年第 32 号）に関連しており、延滞金減免手続きの実務ガイドラインとなっている。ただし、54 号公告では「税関が自主的開示に該当し、行政処罰を科さないと判断した場合」は「延滞金の減免を申請することができる」と規定しているが、これに基づいて「延滞金の減免は行政処罰を科さないことを前提とする必要がある」ことを導き出し、更には「行政処罰を受ければ、延滞金の減免を承認しない」と結論付けることができるかどうかは、実務において検討を重ねる余地があることに留意されたい。

5. 公告の施行期間を明記した。

161 号公告に比べて、54 号公告は 1 年半の施行期間を設けている。54 号公告公布の背景を踏まえて、今回の公告は国务院の経済及びサプライチェーンの安定化に向けた措置などと密接に関わっており、企業に着実に政策メリットを与えようとしている。また、本公告は、自主的開示政策を再び改革・実験する意味合いを持っている。施行期間を終えた後、新たに法律法規を制定するかどうか、また今後の政策規制を強化するか、それとも緩和するかは現時点では判断し難い。

KPMG の提案

税関の自主的開示制度は、中国税関の「法令遵守における錯誤の許容」と「寛猛相濟う（かんもうあいすくう）」という法執行の理念を反映し、輸出入企業に自主的に「損失を食い止め・低減する」貴重な機会を提供しています。輸出入企業は、自主的開示政策のメリットを効果的に享受できるよう、関連する政策の変更を適時に把握し、潜在的な納税違反行為を早期に発見するために企業内部のコンプライアンスに係る自己検査を定期的実施されるよう提案します。潜在的なコンプライアンス違反行為を特定した企業は、54 号公告の有効期間を十分に活かして、コンプライアンス違反の事実を全面的に整理・確認し、関連する法律法規及び税関の実務上の要件も徹底的に把握してください。また、必要に応じて第三者専門機関による支援を活用されるのであれば、関連状況を適時に・全面的に・正確に、税関へ報告できるよう備えておくことを提案します。

KPMG は、今後も今回公布された税関の自主的開示制度の動向を引き続き注視していきます。

(MUFG BK 中国月報 2022 年 10 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel : +86-10-8508-7638 E-mail : lisa.h.li@kpmg.com